

社会福祉法人つながりの会 役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人つながりの会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において次の各号掲げる用語意義は当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 当法人の常勤理事とは、第2条第2号の役員且つ専従として担当業務を遂行する者をいう。
- (4) 非常勤職員とは役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは定款第15条による者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席(テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む)の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表第1に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び賞与を支給し、金額は次の通りとする。

- (1) 報酬は別表2に定める一人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 賞与の額は別表3に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員の例による。
- (4) 退職金の支給については、別表4に定める算式により算出される額

3 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等当法人業務への出席(テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む)の都度、別表5に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。

(1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金手当は支給しない。

5 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表6により報酬を支給する。

6 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表7により報酬及び実費弁償費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与支給している者の役員等報酬は、別表6の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬、費用等は現金を持って本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。また法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 当法人は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし旅費については別表7により支給する。

3 費用弁償の請求があったときには、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1回未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。(1)50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2)50銭以上1円未満の端数については、これを1回に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は評議員の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は平成27年4月1日より施行する。

改正 平成28年4月1日

改正 平成29年6月23日

改正 令和4年6月21日 令和5年4月1日より施行する。

別表 1. 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)		年間総額合計
評議員	出席・テレビ会議等での参加	10,000 円	300,000 円
	決議省略	3,000 円	

別表 2. 常勤役員報酬

役職	報酬月額(1人当たり)	年間総額合計
役員(常勤)	500,000 円	6,000,000 円
事務局長(常勤)	300,000 円	3,600,000 円

別表 3. 常勤役員等の賞与

7月の賞与	報酬月額×1ヵ月分
12月の賞与	報酬月額×1ヵ月分

別表 4. 常勤役員等の退職金算定式

最終報酬月額×在任年数×2

別表 5. 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)		年間総額合計
理事	出席・テレビ会議等での参加	10,000 円	500,000 円
	決議省略	3,000 円	
監事	出席・テレビ会議等での参加	10,000 円	150,000 円
	決議省略	3,000 円	
	監事監査業務	15,000 円	15,000 円

別表 6. 評議員選任・解任委員

職名	報酬日額(1人当たり)
評議員選任・解任委員	5,000 円

別表 7. 併給

役職	報酬月額
理事長	60,000 円
事務局長	26,000 円

別表 8. 費用弁償

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	15,000 円	10,000 円	実費

